

越前市体育館使用料

(表1)

区分		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	超過使用料 1時間につき	
専用 使用	アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料等を徴収 しない場合	2,000円	3,000円	3,000円	1,000円
		入場料等を徴収 する場合	4,000円	6,000円	6,000円	2,000円
	その他営利を目的 としない集会に使用 する場合	入場料等を徴収 しない場合	10,000円	12,000円	12,000円	5,000円
		入場料等を徴収 する場合	40,000円	50,000円	50,000円	20,000円
	営利を目的として使用する場合	90,000円	135,000円	135,000円	36,000円	
個人 使用	スポーツ練習の場合	中学生以下の場合	1回につき 1人 50円			
		高 校 生の場合	1回につき 1人 100円			
		一 般の場合	1回につき 1人 200円			

1. 日曜日、国民の祝日及び土曜日の午後からの専用使用料は「その他営利を目的としない集会に使用する場合」及び「営利を目的として使用する場合」に限り2割増しとする。
2. 使用者が本市以外の場合の使用料は5割増しとする。ただし個人使用の場合を除く。
3. 各使用区分時間未滿の使用については、これを全時間使用するものとみなす。
4. 超過使用の時間に1時間未滿の端数が生じたときは1時間とする。

(表2)

区 分	数	使 用 料	
舞 台	1 回 に つ き	2,000円	
拡 声 器	1 回 に つ き	1,000円	
フ ロ ア シ ー ト	1 回 に つ き	5,000円	
折りたたみ式椅子	1 脚 1 回	10円	
机	1 脚 1 回	20円	
電灯料	競技場・舞台	1 時 間 に つ き	全 灯 4,500円
			3分の2 3,000円
			3分の1 1,500円
運動用 器具	バスケットボール	1 組 1 回	200円
	バレーボール	1 組 1 回	100円
	卓 球	1 台 1 回	50円
	バドミントン	1 組 1 回	50円
	体 操	1 種 目 1 組 1 回	100円
	柔 道	1 畳 1 回	10円
摘要	1. 1回とは、体育館使用料の使用時間区分をいう。 2. 本表は体育館使用料の専用使用の場合に適用する。 3. 電灯料の使用時間に1時間未滿の端数が生じたときは切り上げる。		

休 館 日 年末年始の休日
問 合 せ 先 越前市体育館 電話:22 6395